

俱知安町プール絵本館拠点施設の指定管理に係る年度協定書（案）

俱知安町（以下「甲」という。）と指定管理者に指定された【 】（以下「乙」という。）とは、俱知安町プール絵本館交流施設（以下、「本施設」という。）の管理に係る基本協定に基づき、令和●年度における協定（以下「年度協定」という。）を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この年度協定は、本施設の管理運営等に関する業務に係る対価（以下「指定管理料」という。）等について定めることを目的とする。

（年度協定の期間）

第2条 この年度協定の期間は、令和●年4月1日から令和●年3月31日までとする。

（指定管理料）

第3条 甲が乙に支払う令和●年度の指定管理料は、金 000,000,000 円（うち、消費税及び地方消費税の額 金 00,000,000 円）とする。

2 甲は、前項の指定管理料を概算払いで次のとおり年4回に分割して支払うものとする。

第1期分（4月）	金 000,000,000 円
第2期分（7月）	金 000,000,000 円
第3期分（10月）	金 000,000,000 円
第4期分（1月）	金 000,000,000 円

（指定管理料の請求）

第4条 乙は、前条第2項に規定する額を甲の定める手続により、請求するものとする。

2 甲は、乙からの請求書を受理した日から30日以内に、前項に規定する金額を乙に支払うものとする。

（指定管理料の精算等）

第5条 乙は、支払を受けた指定管理料の執行の内訳を明らかにした精算書を第2条に規定する協定期間の終了後、60日以内に甲に提出しなければならない。

2 乙は、精算が必要な修繕費について精算残金が生じたときは、甲の請求に基づき、甲の指定する期日までにこれを甲に返納しなければならない。

（指定管理料の変更）

第6条 乙は、この協定の締結後生じた事由のため、指定管理料に変更の必要が生じたときは、甲乙協議の上、指定管理料の金額内で各費目間での流用ができるものとする。

2 乙は、指定管理業務に要する費用の額が指定管理料の額を超えるときは、予め定めたリスク分担に基づき、甲乙協議の上、追加の措置を執ることができる。

3 甲は、指定管理業務に要する費用の額が指定管理料の額を下回ると認められるときは、予め定めたリスク分担に基づき、甲乙協議の上、減額の措置を執ることができる。

(利用料金制)

第7条 令和●年4月以降における本施設の利用に係る利用料金は、乙が利用者から直接徴収するものとする。

2 乙が利用者から当該利用料金を徴収する以前に、利用者から利用申請の取り消しの申し出があった場合には、乙は当該利用料金を徴収しないものとする。

(事業計画)

第8条 令和●年度の業務内容に関することは、別紙「令和●年度事業計画書」に定めるとおりとする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項で必要がある場合及びこの協定について疑義を生じた場合は、甲乙協議の上決定する。

上記協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を保有する。

令和●年●月●日

甲 北海道虻田郡倶知安町北1条東3丁目3番地
倶知安町
倶知安町長 文字 一志 印

乙 住 所
事業者名
代 表
氏 名 印

別紙

令和●年度事業計画書

※乙が作成する事業計画書（収支計画書を含む。）を添付